

出荷制限指示後の管理の考え方

イワナ（養殖を除く。以下、同じ。）については、宮城県内水面漁業協同組合連合会及び関係漁業協同組合と連携し、次の対策に取り組むこととして、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 採捕者対策

県は、関係漁業協同組合及び関係市町に対し、イワナについて出荷制限が指示された三迫川のうち栗駒ダムの上流（支流を含む。）及び松川（支流を含む。ただし、澄川4号堰堤より上流の澄川及びその支流、濁川及びその支流を除く。）においては、①所属組合員にイワナを採捕しないよう周知すること、②遊漁券の販売にあたって、また既に年券を購入した遊漁者に対して、イワナを採捕しないよう周知すること、③監視員による巡回指導を行うことを文書等により指導するとともに、ホームページ等への掲載を通じて当該河川でウグイ及びイワナを採捕しないよう広く周知を図る。

2 流通対策

当該魚種については市場流通はしていないが、採捕者が一部相対取引により旅館等に販売しているものもある。採捕者に対しては1による措置で管理が徹底される。また、需要者である旅館等には市町を通じ、イワナを扱わないよう周知徹底を図る。

3 その他

三迫川の周辺を含む河川においては、今後とも、計画的にイワナの検査を実施する。特に栗駒ダムより下流の三迫川については、他魚種を含めて早急に検査を実施し、実態を把握するものとする。

松川の周辺を含む河川においては、今後とも、計画的にイワナの検査を実施する。また、イワナの生息する阿武隈川の支流においても検査点数を増やし、早急に検査を実施し、実態を把握するものとする。